

野球協約変更部（ 0 5 0 6 ）

旧（ 0 5 ）

第 3 8 条（保護地域） この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社読売巨人軍 読売ジャイアンツ 東京ドーム 東京都
株式会社ヤクルト球団 ヤクルトスワローズ 神宮球場 東京都
株式会社横浜ベイスターズ 横浜ベイスターズ 横浜スタジアム 神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ 中日ドラゴンズ ナゴヤドーム 愛知県
株式会社阪神タイガース 阪神タイガース 阪神甲子園球場 兵庫県・大阪府

（ 2 0 0 5 年から 2 0 0 7 年まで複保護地域とする ）

株式会社広島東洋カープ 広島東洋カープ 広島市民球場 広島県

パシフィック野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社北海道日本ハムファイターズ 北海道日本ハムファイターズ 札幌ドーム 北海道
株式会社楽天野球団 東北楽天ゴールデンイーグルス 宮城球場 宮城県
株式会社西武ライオンズ 西武ライオンズ 西武ドーム 埼玉県
株式会社千葉ロッテマリーンズ 千葉ロッテマリーンズ 千葉マリンスタージアム 千葉県
オリックス野球クラブ株式会社 オリックス・バファローズ 大阪ドーム 兵庫県・大阪府

（ 2 0 0 5 年から 2 0 0 7 年まで複保護地域とする ）

福岡ソフトバンクホークス株式会社 福岡ソフトバンクホークス 福岡ドーム 福岡県

[1 9 7 2 . 1 2 . 1 8、1 9 7 7 . 1 0 . 4、1 9 7 8 . 1 0 . 1 2、1 9 8 0 . 3 . 3 1、
1 9 8 8 . 1 1 . 2 2、1 9 9 0 . 9 . 7、1 9 9 1 . 1 0 . 3 1、1 9 9 1 . 1 1 . 2 2、
1 9 9 2 . 7 . 2 1、1 9 9 3 . 4 . 1、1 9 9 9 . 1 2 . 1、2 0 0 2 . 7 . 9 改正、2 0
0 2 . 1 0 . 9 追加、2 0 0 3 . 3 . 1 9、2 0 0 3 . 1 0 . 3 1、2 0 0 4 . 9 . 8、2 0
0 4 . 1 1 . 2 追加、2 0 0 4 . 1 2 . 2 4 改正]

（ 1 9 7 7 . 1 2 . 2 2 旧注 2 注 3 削除新注 2 追加、1 9 8 0 . 3 . 3 1 注削除 ）

* 第 1 7 条（審議事項）（ 3 ）

新（ 0 6 ）

第 3 8 条（保護地域） この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社読売巨人軍 読売ジャイアンツ 東京ドーム 東京都
株式会社ヤクルト球団 **東京**ヤクルトスワローズ 神宮球場 東京都
株式会社横浜ベイスターズ 横浜ベイスターズ 横浜スタジアム 神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ 中日ドラゴンズ ナゴヤドーム 愛知県
株式会社阪神タイガース 阪神タイガース 阪神甲子園球場 兵庫県・大阪府

(2005年から2007年まで複保護地域とする)

株式会社広島東洋カーブ 広島東洋カーブ 広島市民球場 広島県
パシフィック野球連盟構成球団とその球団呼称、専用球場、保護地域

株式会社北海道日本ハムファイターズ 北海道日本ハムファイターズ 札幌ドーム 北海道
株式会社楽天野球団 東北楽天ゴールデンイーグルス ~~フルキャストスタジアム宮城~~ 宮城

削除: 宮城球場

県

株式会社西武ライオンズ 西武ライオンズ ~~インボイスSEIBU~~ドーム 埼玉県

削除: 西武

株式会社千葉ロッテマリーンズ 千葉ロッテマリーンズ 千葉マリンスタジアム 千葉県

オリックス野球クラブ株式会社 オリックス・バファローズ ~~スカイマークスタジアム~~ 兵

削除: 大阪ドーム

庫県・大阪府

(2005年から2007年まで複保護地域とする)

福岡ソフトバンクホークス株式会社 福岡ソフトバンクホークス 福岡 ~~Yahoo!JAPAN~~ドーム
福岡県

[1972.12.18、1977.10.4、1978.10.12、1980.3.31、
1988.11.22、1990.9.7、1991.10.31、1991.11.22、
1992.7.21、1993.4.1、1999.12.1、2002.7.9改正、20
02.10.9追加、2003.3.19、2003.10.31、2004.9.8、20
04.11.2追加、2004.12.24、~~2005.1.28、2005.2.14、20
05.12.19~~改正]

(1977.12.22旧注2注3削除新注2追加、1980.3.31注削除)

旧(05)

第92条 (参稼報酬の減額制限)

次年度選手契約が締結される場合、選手のその年度の参稼報酬の金額から左記のパーセンテージを超えて減額されることはない。

ただし、選手の同意があればこの限りではない。

その年度の参稼報酬の金額とは統一契約書に明記された金額であって、出場選手追加参稼報酬または試合分配金を含まない。

(1) 選手のその年度の参稼報酬の金額が1億円を超えている場合、30パーセントまでとする。

(2) 選手のその年度の参稼報酬の金額が1億円以下の場合、25パーセントまでとする。

[1975.5.2第2項追加、1991.12.26、1995.11.21、1996.11.21改正]

* 第103条 (ボーナスと見做される支払い)

新(06)

第92条 (参稼報酬の減額制限)

次年度選手契約が締結される場合、選手のその年度の参稼報酬の金額から左記のパーセンテージ

ジを超えて減額されることはない。

ただし、選手の同意があればこの限りではない。

その年度の参稼報酬の金額とは統一契約書に明記された金額であって、出場選手追加参稼報酬または試合分配金を含まない。

(1) 選手のその年度の参稼報酬の金額が1億円を超えている場合、4.0パーセントまでとする。

削除: 30

(2) 選手のその年度の参稼報酬の金額が1億円以下の場合、2.5パーセントまでとする。

[1975.5.2第2項追加、1991.12.26、1995.11.21、1996.11.21、1998.2.18、2005.12.1改正]

* 第103条(ボーナスと見做される支払い)

旧(05)

第15章 新人選手の採用

新(06)

第15章 新人選手の採用(2005.9.5本章適用停止=2005年、2006年新人選抜会議規約参照)

旧(05)

第177条 (不正行為) 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他のこの組織に属する個人が、次の不正行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーは、該当する者を永久失格処分とし、以後、この組織内のいかなる職務につくことも禁止される。

(1) 所属球団のチームの試合において、故意に敗れ、または敗れることを試み、あるいは勝つための最善の努力を怠る等の敗退行為をすること。

(2) 前号の敗退行為を他の者と通謀すること。

(3) 試合に勝つために果たした役割、または果たしたと見做される役割にたいする報酬として、他の球団の選手、監督、コーチに金品等を与えること、および金品等を与えることを申し込むこと。

(4) 試合に勝つための役割を果たした者または果たしたと見做される者が、その役割にたいする報酬として金品等を強要し、あるいはこれを受け取ること。

(5) 作為的に試合の勝敗を左右する行動をした審判員、または行動をしたと見做される審判員にたいし、その報酬として金品等を与えること、またはこのような申し入れをすること。

(6) 所属球団が直接関与する試合について賭をすること。

[1998.11.18改正]

* 第60条(4)(失格選手)

新(06)

第177条 (不正行為) 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他

この組織に属する個人が、次の不正行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーは、該当する者を永久失格処分とし、以後、この組織内のいかなる職務につくことも禁止される。

- (1) 所属球団のチームの試合において、故意に敗れ、または敗れることを試み、あるいは勝つための最善の努力を怠る等の敗退行為をすること。
- (2) 前号の敗退行為を他の者と通謀すること。
- (3) 試合に勝つために果たした役割、または果たしたと見做される役割にたいする報酬として、他の球団の選手、監督、コーチに金品等を与えること、および金品等を与えることを申し込むこと。
- (4) 試合に勝つための役割を果たした者または果たしたと見做される者が、その役割にたいする報酬として金品等を強要し、あるいはこれを受け取ること。
- (5) 作為的に試合の勝敗を左右する行動をした審判員、または行動をしたと見做される審判員にたいし、その報酬として金品等を与えること、またはこのような申し入れをすること。
- (6) 所属球団が直接関与する試合について賭をすること。

[1998 . 11 . 18 改正]

* 第60条(4)(失格選手)

2. 前項の規定により永久失格処分を受けた者であっても処分後15年を経過した者でその間善行を保持し、改悛の情顕著な者については、本人の申し出により、コミッショナーにおいて将来に向かってその処分を解くことができる。

[2005 . 3 . 16 追加]

3. 前項の規定により処分を解かれた者が、選手として復帰を希望するときは、第76条所定の手続きによらなければならない、かつ、第78条(1)の規定に従うものとする。

[2005 . 3 . 16 追加]

旧(05)

第180条 (賭博行為の禁止および暴力団員等との交際禁止) 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他のこの組織に属する個人が、次の行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーは、該当する者を1年間の失格処分、または無期の失格処分とする。

- (1) 野球賭博常習者と交際し、または行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を收受または供与し、要求または申込み、約束すること。
- (2) 所属球団が直接関与しない試合、または出場しない試合について賭けをすること。
- (3) 暴力団、あるいは暴力団と関係が認められる団体の構成員または関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団員等」という)と交際し、または行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を收受または供与し、要求または申込み、約束すること。

[1998 . 11 . 18、2004 . 5 . 24 改正、追加]

* 第60条(4)(失格選手)

新(06)

第180条 (賭博行為の禁止および暴力団員等との交際禁止) 選手、監督、コーチ、または球団、連盟の役職員、あるいはその他のこの組織に属する個人が、次の行為をした場合、所属連盟会長の申請にもとづき、コミッショナーは、該当する者を1年間の失格処分、または無期の失格処分とする。

- (1) 野球賭博常習者と交際し、または行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を收受または供与し、要求または申込み、約束すること。
- (2) 所属球団が直接関与しない試合、または出場しない試合について賭けをすること。
- (3) 暴力団、あるいは暴力団と関係が認められる団体の構成員または関係者、その他の反社会的勢力(以下「暴力団員等」という)と交際し、または行動を共にし、これらの者との間で、金品の授受、饗応、その他いっさいの利益を收受または供与し、要求または申込み、約束すること。

[1998.11.18、2004.5.24改正、追加]

2. 前項の規定により無期の失格処分を受けた者(後に期限が定められた者を除く。)であっても処分後5年を経過した者でその間において善行を保持し、改悛の情顕著な者については、本人の申し出により、コミッショナーにおいて将来に向かってその処分を解くことができる。

[2005.3.16追加]

3. 前項の規定により処分を解かれた者が、選手として復帰を希望するときは、第177条3項の規定を準用する。

[2005.3.16追加]

* 第60条(4)(失格選手)

削除: 第60条(4)(失格選手)

書式変更: 箇条書きと段落番号

新(06)

第23章 構造改革の特例

制定発効 2005.9.5

第208条(構造改革の特例) この組織の構造改革に関する件については、この協約の抜本的な改正が行われるまでの間は、この協約の各本条にはよらず暫定的に次の各号に定めるところによる。

1. 第15章の新人選手の採用に関しては、別に定める「2005年、2006年、新人選択会議規約」による。ただし、当該規定の定めのないものについては、この協約本条による。
2. 育成選手制度及び研修生制度を新たに設ける。これらの選手については、この協約の各本条の規定を適用せず、別に定める「日本プロ野球育成選手に関する規約」、「日本プロ野球研修生に関する規約」による。

書式変更

書式変更: 箇条書きと段落番号

統一契約書様式

旧(05)

第31条 (契約の更新) 球団が選手と次年度の選手契約の締結を希望するときは、本契約を更新することができる。

(1) 球団は、日本プロフェッショナル野球協約に規定する手続きにより、球団が契約更新の権利を放棄する意志を表示しない限り、明後年1月9日まで本契約を更新する権利を保留する。

次年度契約における参稼報酬の金額は、選手の同意がない限り、本契約書第3条の参稼報酬の金額から、同参稼報酬の金額が1億円を超えている場合は30パーセント、同参稼報酬の金額が1億円以下の場合は25パーセントに相当する金額を超えて減額されることはない。

(2) 選手が明年1月10日以後、本契約書第3条の参稼報酬の金額から、同参稼報酬の金額が1億円を超えている場合は30パーセント、同参稼報酬の金額が1億円以下の場合は25パーセントを超えて減額した次年度参稼報酬の金額で本契約の更新を申し入れ、球団がこの条件を拒否した場合、球団は本契約を更新する権利を喪失する。

[1972.7.14、1973.9.14、1975.12.22、1991.10.31、1996.11.21改正]

新(06)

第31条 (契約の更新) 球団が選手と次年度の選手契約の締結を希望するときは、本契約を更新することができる。

(1) 球団は、日本プロフェッショナル野球協約に規定する手続きにより、球団が契約更新の権利を放棄する意志を表示しない限り、明後年1月9日まで本契約を更新する権利を保留する。

次年度契約における参稼報酬の金額は、選手の同意がない限り、本契約書第3条の参稼報酬の金額から、同参稼報酬の金額が1億円を超えている場合は~~4.0~~パーセント、同参稼報酬の金額が1億円以下の場合は25パーセントに相当する金額を超えて減額されることはない。

削除: 30

(2) 選手が明年1月10日以後、本契約書第3条の参稼報酬の金額から、同参稼報酬の金額が1億円を超えている場合は~~4.0~~パーセント、同参稼報酬の金額が1億円以下の場合は25パーセントを超えて減額した次年度参稼報酬の金額で本契約の更新を申し入れ、球団がこの条件を拒否した場合、球団は本契約を更新する権利を喪失する。

削除: 30

[1972.7.14、1973.9.14、1975.12.22、1991.10.31、1996.11.21、2005.12.1改正]